



**シーン別の仕訳を知ろう！**

顧問料不要の（@システム）の  
三輪会計事務所  
〒541-0051 大阪府中央区備後町2-4-6森田ビル1F  
TEL 06-6209-7191 FAX 06-6209-8145

## < 目 次 >

### 収入項目

---

- |               |       |
|---------------|-------|
| ① 預金に利息がついたとき | 1 ページ |
| ② お金を借りたとき    | 2 ページ |
| ③ 売掛金を回収したとき  | 3 ページ |

### 支出項目

---

- |                        |        |
|------------------------|--------|
| ④ 司法書士、税理士などへ報酬を支払ったとき | 4 ページ  |
| ⑤ 給与を支払ったとき            | 6 ページ  |
| ⑥ 源泉所得税や住民税を支払ったとき     | 7 ページ  |
| ⑦ 社会保険料を支払ったとき         | 8 ページ  |
| ⑧ 借入金を返済したとき           | 9 ページ  |
| ⑨ 事務所やお店を借りたとき         | 10 ページ |
| ⑩ 机やパソコンを購入したとき        | 12 ページ |
| ⑪ エアコンなどを修理したとき        | 13 ページ |
| ⑫ 掛代金を支払ったとき           | 14 ページ |

# ① 預金に利息がついたとき

< 収入項目 >

## { 事例 }

普通預金の通帳に1,200円の利息が入金されていました。

普通預金					5
	年月日	記号	お引出し金額 (円)	お預入れ金額 (円)	残高 (円)
1	25-3-10	振替	普通預金利息	1,200	10,000,000
2					

受取利息	$1,200 \div 0.79685 = 1,505$
国税と復興特別所得税の合計	$1,505 \times 15.315\% = 230$
復興特別所得税	$230 \times 2.1 \div 102.1 = 4.73065 \dots \rightarrow 5$ 50銭以下切り捨て 50銭超切り上げ
国税	$230 - 5 = 225$
住民税	$1,505 \times 5\% = 75$

## { 仕訳 }

< 振替伝票 >				
日付 : 3/10				
借方勘定科目	借方金額	貸方勘定科目	貸方金額	摘要
普通預金	1,200	受取利息	1,505	預金利息入金
法人税・住民税 及び事業税	225			預金利息 国税 (15%)
法人税・住民税 及び事業税	5			預金利息 復興税 (0.315%)
法人税・住民税 及び事業税	75			預金利息 地方税 (5%)

## { 解説 }

金融機関の預金に利息が付される場合には、所得税15%・復興特別法人税0.315%と地方税5%が差し引かれて入金されます。普通預金は差し引き額が通帳に入金されるだけです。入金額から、国税・地方税を計算します。

## ② お金を借りたとき

< 収入項目 >

### { 事例 }

銀行より資金の借入をしました。そして「融資取引計算書」が送付されてきて、平成25年4月1日に14,519,500円の資金が普通預金に入金されました。

融資取引計算書	
株式会社 ○×商事	
実行日	平成25年4月1日
融資期日	平成30年3月31日
元金	15,000,000円
印紙代	20,000円
保証料 (60ヶ月分)	450,000円
事務手数料	10,500円
差引お支払額	14,519,500円

### { 仕訳 }

<振替伝票>				
日付：4/1				
借方勘定科目	借方金額	貸方勘定科目	貸方金額	摘要
普通預金	14,519,500	長期借入金	15,000,000	銀行借入金
租税公課	20,000			証書借入れ印紙代
支払手数料	90,000			借入れ保証料 (1年以内)
前払費用	360,000			借入れ保証料 (1年超)
支払手数料	10,500			借入れ手数料

消費税は課税  
対象外！！

### { 解説 }

金融機関から融資を受ける場合、借入元金から諸費用が差し引かれ入金されることがあります。送付されてくる計算書は大切に管理しましょう。

また、保証料は保証期間が1年以下であれば支払手数料勘定（費用）を使用しますが、1年超の場合は前払費用勘定（資産）に計上して、保証期間で按分し、各事業年度の経費に振替えます。

### ③ 売掛金を回収したとき

< 収入項目 >

#### { 事例 }

得意先から売掛金100,000円が手数料420円を差し引かれて入金されていました。

普通預金					5
	年月日	記号	お引出し金額 (円)	お預入れ金額 (円)	残高 (円)
1	25-3-10	振替	普通預金利息	120	1,000,125
2	25-4-30	振込	カ) △△△	99,580	1,099,705
3					

#### { 仕訳 }

<振替伝票>				
日付：4/30				
借方勘定科目	借方金額	貸方勘定科目	貸方金額	摘要
普通預金	99,580	売掛金	100,000	(株)△△△ 売掛金の回収
支払手数料	420			振込手数料

#### { 解説 }

得意先から売掛金を回収する際に手数料が差し引かれて入金されるときは、差額の手数料部分の金額を支払手数料勘定（費用）に計上します。

## ④ 司法書士、税理士などへ報酬を支払ったとき

< 支出項目 >

### { 事例 }

4月30日に司法書士へ次の請求書の報酬を普通預金より振込で支払いました。また、報酬のうち1,021円は源泉所得税として会社が預かり、5月10日に税務署へ納付しました。

### 請求書

御請求額		31,479円	
		支払手数料	租税公課
区分 本 続 の 代 理 ・ 書 類 の 作 成 ・ 指 割 料 ・ 出 納 ・ 旅 費 等	種別	報酬額	登録免許税又は印紙税等
	役員変更登記	12,000	10,000
	付随書類作成	7,000	
	全部事項証明書1通・調査閲覧	1,000	1,500
	旅費・宿泊費(大阪本局)		
	小計	① 20,000円	② 11,500円
その他費用			
	小計	③ 円	
	合計 ①+②+③	④ 31,500円	受託番号
預り金	消費税 ①×5/100	⑤ 1,000円	
	源泉所得税(①-10,000)×10.21/100	⑥ 1,021円	
	差引合計額 ④+⑤-⑥	⑦ 31,479円	
	前受金額	⑧	
	差引請求額 ⑦-⑧	31,479円	
備考			

(注)源泉所得税は源泉課税額(報酬額①から10,000円を差引いた額)の10.21/100です。

### { 仕訳 }

4月30日 司法書士へ報酬支払い時の仕訳

<振替伝票>				
日付：4/30				
借方勘定科目	借方金額	貸方勘定科目	貸方金額	摘要
租税公課	11,500			登録免許税・印紙代等
支払手数料	21,000	普通預金	31,479	司法書士報酬
		預り金	1,021	報酬の源泉所得税

{ 仕 訳 }

5月10日 税務署へ源泉所得税の納付時の仕訳

＜仕訳日記帳／現金出納帳＞				
日付：5/10				
借方勘定科目	借方金額	貸方勘定科目	貸方金額	摘要
預り金	1,021	現金	1,021	4月分源泉所得税納付

{ 解 説 }

税理士・司法書士・弁護士等へ報酬を支払う際には、源泉所得税の徴収が必要です。源泉所得税の金額は、税理士等から送られてくる請求書などで確認し預り金勘定に計上します。徴収した源泉所得税は、徴収月の翌月10日までに税務署に納付しなければなりません。給与の支給人員が常時9人以下の場合は申請をすることにより、半年分をまとめて納付することもできます。

また、司法書士から送られてくる請求書に含まれている登録免許税や印紙代等（②の金額）は、租税公課勘定に計上します。

区分	源泉所得税額
税理士・公認会計士・ 弁護士・社会保険労務士など	報酬の10.21%（100万円を超える 部分は20.42%）
司法書士	$(\text{報酬額} - 10,000) \times 10.21\%$

## ⑤ 給与を支払ったとき

< 支出項目 >

### { 事例 }

5月25日に従業員へ5月分の給料を普通預金より振込で支払いました。

給与明細書					
5月分					
支給額	基本給	住宅手当	残業手当		通勤手当
	320,000	15,000	13,500		12,000
控除額	健康保険	厚生年金	雇用保険	所得税	住民税
	13,940	11,543	2,523	14,440	13,800
支払額	支給総額	控除総額	支給額		
	360,500	56,246	304,254		

### { 仕訳 }

<振替伝票>				
日付：5/25				
借方勘定科目	借方金額	貸方勘定科目	貸方金額	摘要
給料手当	348,500	普通預金	304,254	5月分給料支給
旅費交通費	12,000			5月分通勤費
		預り金 【社会保険料】	25,483	5月分社会保険料
	補助科目	預り金 【雇用保険料】	2,523	5月分雇用保険料
		預り金 【源泉所得税】	14,440	5月分源泉所得税
		預り金 【住民税】	13,800	5月分住民税

### { 解説 }

従業員に支給する給料については、「給料手当」勘定を使用しますが、役員に対する報酬については「役員報酬」勘定を使用します。

預り金勘定には、上の仕訳のように納付先別に補助科目を設定すると便利です。



## ⑥ 源泉所得税や住民税を支払ったとき

< 支出項目 >

### { 事例 }

6月10日に5月分の源泉所得税と特別徴収住民税を納付しました。

領収済通知書					支給額		納税額		納付の目的	
					円		円		年 月	
領収済通知書	年	月	日	人	348,500			14,440	25	5
俸給・給与等										
税理士等の報酬										
株式会社〇×					合計額		14,440		領収日	
									25. 6. 10	
									△△銀行	

大阪市		個人特別市民税		領収証書	
平成25年5月分	指定番号	××-〇△		納入金額	
	給与分			13,800	
	退職分			0	
納期限	延滞金				0
平成25年6月10日	合計額				13,800
特別徴収義務者 株式会社〇×		領収日付		25. 6. 10 △△銀行	

### { 仕訳 }

< 振替伝票 >				
日付：6/10				
借方勘定科目	借方金額	貸方勘定科目	貸方金額	摘要
預り金 【源泉所得税】	14,440	現金	14,440	5月分源泉所得税
預り金 【住民税】	13,800	現金	13,800	5月分特別徴収住民税

### { 解説 }

源泉所得税や住民税を納付したときは預り金勘定を使用します。補助科目を設定しているときは、忘れずに記入してください。

また、源泉所得税の納期限については、④の {解説} を参照して下さい。

徴収した住民税額は、翌月10日までに納付します。

## ⑦ 社会保険料を支払ったとき

< 支出項目 >

### { 事例 }

6月30日に5月分の社会保険料が普通預金から引落しされていました。

保険料納入告知額通知書		
納付目的年月日 平成25年5月		
納付期限 平成25年6月30日		
健康保険料	厚生年金保険料	児童手当拠出金
27,880	23,085	188
合計額		51,153

### { 仕訳 }

<振替伝票>				
日付：6/30				
借方勘定科目	借方金額	貸方勘定科目	貸方金額	摘要
法定福利費	25,670	普通預金	51,153	5月分社会保険料
預り金 【社会保険料】	25,483			5月分社会保険料

### { 解説 }

健康保険組合や社会保険事務所から、健康保険料・厚生年金保険料の納入告知額通知書が送付されてきます。このうち、保険料の従業員負担額は、給料の計算時において預り金勘定に計上していますので、支払い時の勘定科目も「預り金」になります。また、補助科目を設定しているときは、忘れずに記入してください。

児童手当拠出金は会社の全額負担となっています。

## ⑧ 借入金を返済したとき

< 支出項目 >

### { 事例 }

4月30日に証書借入れの返済288,750円が、普通預金から引き落としされていました。

融資金ご返済予定表					
融資額	15,000,000		融資期日	30-3-31	
融資日	25-4-1				
回数	約定日	返済額	内元金	内利息	融資残高
1	25-4-30	287,500	250,000	37,500	14,750,000
2	25-5-31	286,875	250,000	36,875	14,500,000
3	25-6-30	286,250	250,000	36,250	14,250,000

### { 仕訳 }

<振替伝票>				
日付：4/30				
借方勘定科目	借方金額	貸方勘定科目	貸方金額	摘要
長期借入金	250,000	普通預金	287,500	借入れ1回目返済
支払利息	37,500			借入れ1回目利息

### { 解説 }

借入れ時に銀行から返済予定表が送付されてきます。返済額のうち元金部分は長期借入金勘定を使用し、利息部分は支払利息勘定を使用します。

また、利率などに変更があれば、その都度新しい返済予定表が送付されますので、利息の額などを確認してください。

## ⑨ 事務所やお店を借りたとき

< 支出項目 >

### { 事例 }

新しい事務所へ引越しすることになり、9月1日に手付金30万円を支払い、9月30日に不動産仲介業者へ次の計算書のとおり支払いをしました。

決済金明細書	
項目	契約額 (税込)
保証金 (*)	3,000,000円
家賃10月分	315,000円
仲介手数料	262,500円
火災保険料	30,000円
手付金	△300,000円
<b>差引決済金</b>	<b>3,307,500円</b>

(\*) 保証金のうち、解約時返還金は2,500,000円

### { 仕訳 }

9月1日 手付金支払い時の仕訳

<仕訳日記帳／現金出納帳>				
日付：9/1				
借方勘定科目	借方金額	貸方勘定科目	貸方金額	摘要
前渡金	300,000	現金	300,000	事務所手付金

## { 仕 訳 }

9月30日 決済金支払い時の仕訳

<振替伝票>				
日付：9/30				
借方勘定科目	借方金額	貸方勘定科目	貸方金額	摘要
		前渡金	300,000	9/1手付金
		普通預金	3,307,500	事務所決済金
保証金	2,500,000			事務所保証金
長期前払費用	500,000			事務所敷引
地代家賃	315,000			事務所賃料12月分
支払手数料	262,500			仲介手数料
保険料	30,000			火災保険料

## { 解 説 }

手付金は、支払い時に前渡金勘定に計上し、決済時に相殺します。

不動産の賃貸借契約を締結するにあたり、不動産仲介業者に仲介手数料を支払った場合には支払手数料勘定（費用）を使用します。

また、保証金のうち、解約時に返金されない部分の金額が20万円以上のものは、長期前払費用勘定（税法上の繰延資産）に計上し、賃貸借期間（更新料の支払いがある場合のみ）と5年のいずれか短い期間で配分して費用としなければなりません。

賃料の他に、共益費や管理費の支払いも地代家賃勘定にまとめて計上します。

## ⑩ 机やパソコンを購入したとき

< 支出項目 >

### { 事例 }

新事務所への引越しにあたり、10月15日に次のような設備を購入しました。

納品書			
名称／仕様	数量	単価	金額
< 応接セット >			
応接テーブル	1台		200,000
応接ソファ	4脚	30,000	120,000
< 備品関係 >			
パソコン	3台	150,000	450,000
< 合計 >			770,000

### { 仕訳 }

< 振替伝票 >				
日付：10/15				
借方勘定科目	借方金額	貸方勘定科目	貸方金額	摘要
工具器具備品	320,000	普通預金	770,000	応接セット
消耗品費	450,000			パソコン (3台)

### { 解説 }

法人が取得した備品などの減価償却資産は、その取得価額に応じて取り扱いが異なります。（取り扱いの違いについては、第2章の③を参照してください。）

また、取得価額を算出する基準は、一組単位となっています。応接セット等は、テーブルとイスで1つのセットとなりますので、320,000円となり工具器具備品勘定（固定資産）に計上します。一方、パソコンは3台の合計金額が、300,000円以上となっていますが、1台の金額が150,000円となっているため、中小企業者の特例により消耗品費勘定（費用）に計上することができます。

## ⑪ エアコンなどを修理したとき

< 支出項目 >

### { 事例 }

エアコンの調子が悪いため修理をし、10月31日に次のとおり支払いました。

領収書	
品名	金額 (税込)
エアコンクリーニング	30,000
部品交換	50,000
部品増設	240,000
合計	320,000

### { 仕訳 }

<振替伝票>				
日付：10/31				
借方勘定科目	借方金額	貸方勘定科目	貸方金額	摘要
消耗品費	80,000	普通預金	320,000	エアコンクリーニング代
工具器具備品	240,000			エアコン部品増設代

### { 解説 }

建物や附属設備、機械装置などには、高額な修繕費がかかることがあります。この修理や改良のための支出のうち、事例のエアコンの増設のように固定資産の価値を高める、またはその耐久性を増すことになると認められる部分は、「資本的支出」として固定資産に計上しなければなりません。

また逆に、少額な修繕費（1つの修理に要した費用が20万円未満）や周期の短い修繕費（おおむね3年以内の期間を周期として修繕されるもの）は資本的支出とせず、「修繕費」として費用計上できるなど、細かい取り扱いがあります。

修繕費の支払いが発生したら、請求書や領収書からその修繕内容を確認しましょう。

## { 事例 }

仕入先へ買掛金50,000円を振込（手数料相手負担）により支払いました。

普通預金					5
	年月日	記号	お引出し金額 (円)	お預入れ金額 (円)	残高 (円)
1	25-3-10	振替	普通預金利息	120	1,000,125
2	25-4-30	振込	力) △△△	99,580	1,099,705
3	25-5-5	振込	49,580	力) ×××	1,050,125
4	25-5-5		420	振込手数料	1,049,705
5					

## { 仕訳 }

<振替伝票>				
日付：5/5				
借方勘定科目	借方金額	貸方勘定科目	貸方金額	摘要
買掛金	50,000	普通預金	49,580	(株)××× 買掛金の支払
		普通預金	420	(株)××× 買掛金の支払

## { 解説 }

掛代金の支払の際の振込手数料を相手負担としているときは、振込手数料部分は、支払手数料勘定ではなく、買掛金勘定となることに注意して下さい。